

地方分権一括法に基づく都道府県条例に定めることとされた基準について

第1次・第2次地方分権一括法の制定に伴い社会福祉施設の設備・運営等の基準が条例に委任されたことを受け、11月（12月）月県議会へ条例案を提出するにあたり基準の内容についてご意見を伺う。

1 地方分権一括法について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）において、障害者自立支援法（平成18年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正がなされ、従来厚生労働省令で定められていた「指定障害福祉サービス及び指定障害福祉施設の基準」及び「指定障害児通所支援及び指定障害児入所施設の基準」等は、各都道府県の条例で定めることとなった。

2 条例の名称

- (1) 指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設等の基準を定める条例（仮称）【新規】
- (2) 指定障害児通所支援及び指定障害児入所施設等の基準を定める条例（仮称）【新規】

※ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準については、「児童福祉施設の最低基準を定める条例」（仮称）において児童家庭課と子育て支援課と合同で提案予定

3 関係法令及び対象となる施設等

○障害者自立支援法

- (1) 事業及び施設の指定に関する基準

指定障害福祉サービス事業、指定障害者支援施設

- (2) 施設の設備及び運営に関する基準

障害福祉サービス事業、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム

○児童福祉法

(1) 事業及び施設の指定に関する基準

指定障害児入所施設、指定障害児通所支援事業

(2) 施設の設備及び運営に関する基準

障害児入所施設、障害児通所支援事業

4 県としての独自基準

(1) 虚偽請求の返還に対応するため、報酬の請求に係る記録の整備について追加する。

※基準上、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録の整備と規定されているが、報酬に係る記録について具体的に記載されていないため、明確化する。

(2) 東海地震、東南海・南海地震の想定区域である本県の実情を踏まえ、地震、風水害等の場合に備えた計画の策定を義務付ける。

また、大規模地震等に備えた市町村、近隣住民、障害福祉サービス事業を行う者等と相互に支援及び協力体制の整備の努力義務を規定する。

5 今後のスケジュール

- | | |
|------------------|---|
| ・平成24年7月31日 | 愛知県社会福祉審議会に報告 |
| ・平成24年8月上旬 | 愛知県障害者施策審議会委員及び関係団体等にパブリックコメントの実施についてお知らせ |
| ・平成24年8月中旬から9月中旬 | パブリックコメントによる県民意見の聴取 |
| ・平成24年10月 | パブリックコメントの結果等を愛知県障害者施策審議会及び愛知県社会福祉審議会に報告 |
| ・平成24年11月(12月)議会 | 条例提案 |
| ・平成25年4月1日 | 条例施行 |

独自基準に係る関係省令の該当条文

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成十八年九月二十九日厚生労働省令第百七十二号)

(1) 記録の整備に係るもの

(記録の整備)

第五十六条 指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第十七条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録
- 二 施設障害福祉サービス計画
- 三 第三十九条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 第四十八条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 五 第五十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 第五十四条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) 災害対策に係るもの

(非常災害対策)

第三十七条 指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

※複数の省令が該当する場合はそのうちのひとつの省令のみ例として掲載しています。

(1) 記録の整備に係るもの

(独自条文案)

(記録の整備)

第〇〇条 法第六条により規定される自立支援給付費の報酬に関わる記録を当該請求をした日から五年間保存しなければならない。

※ 記録の整備に関する他の規定については国基準どおりとし、文言の表記については健康福祉部関係課と調整中

(2) 災害対策に係るもの

(独自条文案)

(非常災害対策)

第〇〇条 指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画、特に大規模な地震や風水害に備えた計画を立て、非常災害時の関係機関との通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は非常災害時における利用者等の安全が図られるよう、あらかじめ市町村、近隣住民、福祉サービス事業所等と相互に支援及び協力を行うための体制整備に努めるものとする。

※ 非常災害対策に関する他の規定については国基準どおりとし、文言の表記については健康福祉部関係課と調整中